

各 位

本社所在地 東京都渋谷区代々木3-25-3 会 社 名 ν カ ム 株 式 会 社 代表 者 名 代表取締役社長 伊 藤 秀 博

1、衣 有 名 1、衣取締役社女 伊 藤 労 博 (コード番号:3323 東証 JASDAQ S)

問合せ先 取締役執行役員CFO

兼経営管理本部長

砥 綿 正 博

(TEL:03-4405-4566)

(URL: http://www.recomm.co.jp)

第三者割当により発行される新株式および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、 ならびに第19回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成31年3月25日の取締役会において、株式会社エフティグループ(本社:東京都中央区、証券コード:2763、代表取締役社長石田誠、以下「FT社」といいます。)のASEAN3か国5社の子会社の株式取得(連結子会社化)に関する基本合意契約を締結しましたが、平成31年5月13日開催の取締役会において、FT社と本件に関する株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。併せて、当該資金の調達を行うことを主たる目的として、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式(以下、「本新株式」といいます。)、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債((以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を以下「本社債」といいます。)、第19回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株式>

(1)	払込期日	令和元年6月4日
(2)	発行新株式数	3, 350, 000 株
(3)	発行価額	株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式に係る最終的な条件
		を決定する日として、令和元年5月17日又は令和元年5月20日
		のいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)において、条
		件決定日(同日を含まない)に先立つ3連続取引日の東京証券取引

	所における当社普通株式の売買高加重平均価格(1円未満を切り捨
	てる。)の 95%に相当する金額(1円未満を切り捨てる)といたし
	ました。但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の東京証券取引
	所における当社普通株式の普通取引の終値の 90% (148.5円) より
	も低い場合は、払込金額は、1 株につき、148.5 円といたします。
(4) 資金調達の額	497, 475, 000 円
	但し、発行価額を、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所にお
	ける当社普通株式の普通取引の終値の 90% (148.5円) と仮定した
	算出した金額です。(注)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てます。
(割当先)	株式会社エフティグループ 2,000,000 株
	マッコーリー・バンク・リミテッド 1,350,000 株
(C) 2014	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件
(6) その他	とします。

<本新株予約権付社債>

(1)	割当日	令和元年6月4日		
(2)	発行新株予約権数	40 個		
(3)	社債及び新株予約権の	1個につき 25,000,000円		
	発行価額	各本社債の額面金額 100 円につき 100 円		
		本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。		
		但し、条件決定日において、上記発行価額の決定に際して用いら		
		れた方法(下記「5.発行条件等の合理性 (1)払込条件及び発		
		行条件が合理的と判断した根拠」を参照のこと。) と同様の方法で		
		算定された結果が上記を上回る場合には、条件決定日における算		
		定結果に基づき決定される金額とします。		
(4)	当該発行による潜在株	5, 291, 005 株 (注)		
	式数	条件決定日に決定される当初転換価額の上限額はありません。		
		上記潜在株式数は、当初転換価額を発行決議日の直前営業日の東		
		京証券取引所における当社株式終値 165 円の 115%相当額(1 円未		
		満を切り捨てる。)である 189 円と仮定して、この価額で転換され		
		た場合における最大交付株式数です。		
		下限転換価額は 108 円ですが、下限転換価額における潜在株式数		
		は9,259,259 株です。		
(5)	資金調達の額	1,000,000,000円		
(6)	転換価額及びその修正	当初転換価額は、条件決定日(同日を含まない。)に先立つ3連続		

	カマエ	エコロッナーマッチコブションファルチャンサー・ナー・エート
	条項	取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均
		価格(1円未満を切り捨てる。)の 115%に相当する金額(1円未
		満を切り捨てる。)と同額といたします。但し、当該金額が発行決
		議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通
		取引の終値の 90% (148.5 円) よりも低い場合は、転換価額は、
		1株につき、148.5円といたします。
		なお、転換価額は、令和2年2月1日から令和2年2月29日の
		暦月中に1回及び令和2年11月1日から令和2年11月30日の暦
		月中に1回修正されるものとし、該当する期間において本新株予
		約権付社債権者が1取引日前までに当社に通知した日(各日を以
		下「修正日」という。)に、転換参照価格の各修正日(同日を含ま
		ない。)に先立つ5連続取引日間のブルームバーグの公表資料(ブ
		ルームバーグの情報端末より入手する情報を意味します。以下同
		じです)に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取
		引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額の92%に相
		当する金額の1円未満を切り下げた金額に修正される。
		転換価額は108円(以下「下限転換価額」という。)を下回らない
		ものとする。また、転換価額は当初転換価額を上回らないものと
		する。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全額をマッコーリー・バンク・リミテ
	(割当予定先)	ッドに割り当てます。
(8)	利率	本社債には利息を付さない。
(-)	w - 11	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の
(9)	その他	効力が発生することを条件とします。

<本新株予約権>

(1)	割当日	令和元年6月4日
(2)	発行新株予約権数	22,500 個
(3)	発行価額	総額 2,430,000 円(新株予約権 1 個につき 108 円)(注)
		但し、条件決定日において、上記発行価額の決定に際して用いら
		れた方法(下記「5.発行条件等の合理性 (1)払込条件及び発
		行条件が合理的と判断した根拠」を参照のこと。) と同様の方法で
		算定された結果が上記を上回る場合には、条件決定日における算
		定結果に基づき決定される金額とします。
(4)	当該発行による	2,250,000株 (新株予約権1個につき100株)
	潜在株式数	

(5)	資金調達の額	427, 680, 000 円 (注)		
		(内訳)新株予約権発行による調達額: 2,430,000円		
		新株予約権行使による調達額: 425,250,000円 すべての新株予		
		約権が発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値(165円)		
		の 115%相当額(1 円未満を切り捨てる。)である 189 円で行使さ		
		れたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合		
		には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して		
		払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があ		
		ります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない		
		場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予		
		約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき		
		金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。		
(6)		当初行使価額は、条件決定日(同日を含まない。)に先立つ3連続		
	の修正条件	 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均		
		 価格(1 円未満を切り捨てる。)の 115%に相当する金額(1 円未		
		│ │満を切り捨てる。)と同額とする。但し、当該金額が発行決議日の		
		 直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の		
		終値の 90% (148.5 円) よりも低い場合は、当初行使価額は、1		
		 株につき、148.5 円といたします。		
		なお、行使価額は、令和2年2月1日から令和2年2月29日の		
		│ │暦月中に1回及び令和2年11月1日から令和2年11月30日の暦		
		 月中に1回修正されるものとし、該当する期間において本新株予		
		 約権者が1取引日前までに当社に通知した日(各日を以下「修正		
		 日」という。)に、行使価格の各修正日(同日を含まない。)に先		
		 立つ5連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証		
		 券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格		
		の1円未満を切り下げた金額の92%に相当する金額の1円未満を		
		切り下げた金額に修正される。		
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		いものとする。また、行使価額は当初行使価額を上回らないもの		
		とする。また、行使価額は当初行使価額を上回らないものとする。		
(7)		第三者割当の方法により、全額をマッコーリー・バンク・リミテ		
	(割当予定先)	ッドに割り当てます。		
(8)	 新株予約権の行使期間	クーに計グコくよう。 令和元年6月5日から令和3年6月4日までとする。		
(0)	7万 T N J TE Y Z 1 J IX 79 J [F]	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の		
(9)	その他			
		効力が発生することを条件とします。		

⁽注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財

産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株式、及び本新株予約権の払込金額の総額については、令和元年5月13日(以下「発行決議日」といいます。)の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における終値の115%を当初行使価額であると仮定し、かかる仮定の当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額でありますが、実際の本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。実際の本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。実際の本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。実際の本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額は、決定次第お知らせいたします。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は減少します。また、行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※ 本新株式、及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで 一定期間を設けた趣旨

本新株式、及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権のように株式及び新株予約権付社債、 並びに新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、 全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株式、及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2019 年9月期第2四半期決算短信、及び連結業績予想の修正、並びに株式会社エフティグループのASEAN3か国5社の子会社の株式譲渡契約締結のお知らせを公表しており、これらにより、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。これら発表の受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、これら発表の株価の影響を反映した上で本新株式及び本新株予約権付社債並びに本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。そこで、本日(発行決議日)からこれら発表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて、条件決定日において本新株式及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権の価値算定を行い、当該算定結果を踏まえて、本新株式発行等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

なお、2019 年9月期第2四半期決算短信、及び2019年9月期連結業績予想の修正及び株式会社エフティグループの海外子会社5社(孫会社1社を含む)の株式譲渡契約締結につきましては、本日別途公表されております「2019 年9月期第2四半期決算短信「日本基準」(連結)」、「業績予想の修正に関するお知らせ」、「株式会社エフティグループの ASEAN 3 か国 5 社の子会社の株式譲渡契約締結のお知らせ」をご参照ください。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループ (当社および当社の関連会社) は、中小企業のお客様に対して、情報通信機器の販売、

設置工事、保守、インターネットサービスの販売を行う情報通信事業、LED 照明やエアコン、電力の取次ぎ等を行う環境関連事業、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング:自社の業務プロセスの一部を外部の専門企業に委託する)事業、海外でLED 照明やエアコン、情報通信機器を販売する海外法人事業を展開しております。また、これら事業を通じて、企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行い、お客様企業のオフィスインフラの「ワンストップサービスカンパニー」を目指して取り組んでおります。

海外法人事業におきましては、現在、中国、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、インド、台湾の6か国に拠点を有しておりますが、2020年までに日本を含む世界10カ国で事業展開を実現することで、事業基盤を構築するべく取り組んでおります。当社グループは、海外法人事業を中期的な成長ドライバーとして捉え、事業拡大を進めております。また、株式会社エフティグループ(本社:東京都中央区、証券コード:2763、代表取締役社長石田誠)とは業務提携関係にあり、当社は同社よりLED照明商品のOEM供給を受け、お互いに販売ノウハウの共有を行うなど、両社協力して業容拡大を図っております。

こうしたなか、本日開催の取締役会において、株式会社エフティグループが保有するタイ王国、フィリピン共和国、インドネシア共和国の現地子会社5社(孫会社1社を含む)の株式全体の80%を取得することを決議しました。これにより当社グループは海外展開を加速化でき、世界10カ国・地域での事業展開を1年前倒しして達成することができます。また、成長戦略の柱として推進している「グローバル専門商社構想」においては、海外進出拠点数の拡大という量的な目標を達成することができ、今後は進出国における企業基盤を確立する、質的な向上を追求する次なるステージへ進むことができます。このため、上記の株式を取得することで当社の中期的な成長力をより一層高めることに繋がると判断しており、当該資金を調達する必要があると考えます。また、海外法人事業においては、LED照明やエアコン等の販売在庫の取得や仕入のために前金が必要となることがあります。リース販売等においても、国内に比べると回収に時間を要するため、これら運転資金の手当てが必要と考えております。この運転資金の調達も併せて実施いたします。

なお、株式会社エフティグループの子会社の株式取得についての詳細は、本日付けの適時開示「株式会社エフティグループの ASEAN 3 か国 5 社の子会社の株式譲渡契約締結のお知らせ」にて開示しております。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、株式会社エフティグループの海外子会社の株式取得に際して、資金調達が必要であると判断する一方で、株主の皆様に配慮し、即時に株式の希薄化を生じさせることはなるべく避けるべきであるとの考えに基づき、最適な資金調達方法を検討いたしました。

資金調達の検討に際して、①金融機関からの借入や第三者割当を含む普通社債の発行については、機動的な資金調達ではあるものの、当社の財務基盤において金融機関等より長期に渡り安定的に資金を獲得するには困難な面があり、②公募や第三者割当による増資(新株発行)については、財務基盤の強化が図れ、機動的な資金調達手法であるものの、必要資金の全てを即時希薄化する手法で実施す

ることは既存株主の皆様にとって望ましくないこと、③新株予約権の発行については、即時の希薄化の懸念は防げるものの、必要に応じた機動的な資金調達が図れないこと、④行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行については、機動的な資金調達が図れ、即時希薄化が伴わず、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、当社の債務が減少し、財務基盤の強化が図れるメリットがあるものの、発行時点においては会計上の負債であり、負債比率が上昇し、一時的に財務基盤が悪化する面があります。こうした中、当社の財務状況も踏まえて検討した結果、株式取得に係る短期且つ期日のある必要資金につきましては株式、及び転換社債型新株予約権付社債にて調達することとし、段階的に資金需要が発生する仕入等に係る運転資金については、新株予約権により調達することが最善であると判断いたしました。

なお、当社が海外法人事業を推進していくにあたり、株式会社エフティグループは、同社が現在保有するタイ王国、フィリピン共和国、インドネシア共和国の現地法人5社の株式全体の20%を今後も継続して保有し、当社の海外法人事業の発展を推進していく上での重要なパートナー企業であり、同社とより一層強固な連携・提携し、事業を推進していく必要性があるため、資本提携を行うことといたしました。資本提携に伴う払込資金につきましては、上記株式会社エフティグループが保有する海外現地法人5社の株式取得費用の一部に充当することにいたします。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、本新株式及び本新株予約権付社債の発行により払込時点で一定の資金を調達し、本新株予約権の発行により割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。なお、本新株予約権付社債においては、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して本社債を発行することで、本新株予約権に係る調達部分について、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権付社債の転換価額および新株予約権の行使価額は、条件決定日(同日を含まない。)に先立つ3連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の115%に相当する金額とします。なお、転換価額および行使価額は、割当予定先からの1取引日前までの通知により、令和2年2月1日から令和2年2月29日に1回及び令和2年11月1日から令和2年11月30日に1回修正されるものとし、各修正日(同日を含まない。)に先立つ5連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額の92%に相当する金額の1円未満を切り下げた金額に修正されます。但し、上記計算により修正後の転換価額および行使価額が下限転換価額(108円)および下限行使価額(108円)を下回ることとなる場合には、下限転換価額および下限行使価額とします。当社としては、短期且つ期日の決まった必要資金については株式と新株予約権付社債で調達し、段階的に必要となる資金については新株予約権による段階的・追加的な資金調達を行うことで、株式希薄化の抑制に配慮しつつ、必要な資金を調達できるものと見込んでおります。転換(行使)価額が当初転換(行使)価額を上回らないこととしたのは、本資金調達では転換(行使)価額の修正は行使期間(2年間)を通じて2回(払込期日の9か月後及び18か月後)のみとされており、また当初転換(行使)価額は条件決定日に先立つ3連続取引日の当社株式の出来高加重平均価格の115%相当額と発行時点の時価よ

りも高い水準をターゲットプライスとしており希薄化に対する相応の配慮をしておりますが、他方、転換(行使)価額が上方修正された場合、特にその後に株価が下落した際には、転換又は行使が進まないことにより、本新株予約権付社債が社債として残存して本社債の償還負担が継続し、または本新株予約権が残存して当社が必要とする資金調達が行えなくなる懸念も想定されます。そこで、本新株予約権付社債と本新株予約権の円滑な転換又は行使による消化を可能とするため、割当予定先との協議において、転換(行使)価額が当初転換(行使)価額を上回らないものとしたものであります。また、本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合、資本政策方針が変更になった場合、さらに将来の株価が行使価額を大きく上回った結果、行使が促進されて当社が必要とする資金の調達が早期に完了した場合等には、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

なお、当社が金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の割当予定先で あるマッコーリー・バンク・リミテッドと締結する予定の買取契約には、1)いずれかの取引日にお いて、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して 2019 年 5 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(82円)(ただし、本新株予約権の 発行要項第 11 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整さ れるものとします。)を下回った場合、2) いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当 たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金が、6,000 万円を下回った場合、3)割当予 定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合 等には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することによ り、本新株予約権の全部または一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。 当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日から起算して 15 取引日目の日(ただし、本新株予約 権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、本新株予約権1個当たり、本 新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取 ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権につ いては、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅または免除されることはあ りません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所におけ る当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の 時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対し て本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないこと により、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の 金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があ ります。

- 3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期
- (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 発行諸費用の概算額

差引手取概算額

1,925,155,000 円

30,000,000 円

1,895,155,000 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(497,475,000円)、本新株予約権付社債の発行価額の総額(1,000,000,000円)、および本新株予約権の払込金額の総額(2,430,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(425,250,000円)を合算した金額であります。但し、払込金額の総額は、発行決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値である165円を前提として算出された本新株予約権の払込金額の総額と上記終値の115%相当額(1円未満を切り捨てる。)である189円を当初行使価額として算出した行使価額総額、及び本新株式の発行価額を発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%(148.5円)と仮定した場合の見込額であります。実際の発行価格は、条件決定日に決定されます。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用 2,000,000 円、株式事務手数料・変更 登記費用等 20,000,000 円、弁護士費用等 8,000,000 円を予定しております。なお、発行諸 費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、 上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
 - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
- (2) 調達する資金の具体的使途及び支出予定時期
 - ① 本新株式および本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
株式取得関連資金	1, 497	2019年6月

- (注)株式取得資金につきましては、本日の取締役会において株式会社エフティグループのタイ王国、フィリピン共和国、インドネシア共和国の現地子会社株式を取得することを決議しており、同社株式取得関連資金1,511百万円の一部に充当する予定です。
 - ② 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
1. 海外拠点 (タイ、ベトナム、インド)	425	2019年6月~2021年6月
の運転資金		
合計	425	

(注) 1. 本新株予約権の行使による調達額(425百万円)につきましては、タイ、ベトナム、インドの仕入に係る運転資金として、月間の仕入額、入金サイト等を勘案してそれぞれ2億円、1億円、2億円が必要となる見込みであり、当該資金の一部に充当します。

- 2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達資金を速やかに支出する計画でありますが、支出 実行までに時間を要する場合には、銀行預金にて安定的に資金管理を行います。
- 3. 本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、手元資金又は銀行借入の実施等により充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を上記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、これまで当社の収益の柱の一つを成していた海外法人事業の海外拠点を3か国加えることができ、事業拠点拡大という成長基盤確立のフェーズから今後は進出国における企業基盤の確立という質的な向上を追求するフェーズに進むことができ、中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込条件及び発行条件が合理的と判断した根拠

当社は、本新株式及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2019年9月期第2四半期決算短信、及び2019年9月期連結業績予想の修正、並びに株式会社エフティグループのタイ王国、フィリピン共和国、インドネシア共和国の現地子会社5社の株式全体の80%を取得する株式譲渡契約を締結する決議を公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、本新株式、及び本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日(同日を含まない。)に先立つ3連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格を基準として本新株式及び本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

① 本新株式

当社は、本新株式、及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2019 年9月期第2四半期決算短信、及び2019 年9月期連結業績予想の修正、並びに株式会社エフティグループの ASEAN 3 か国 5 社の子会社の株式譲渡契約締結のお知らせを公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、本新株式の発行価額を、本新株式の発行に係る取締役会における条件決定日(同日を含まない)に先立つ3連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(1 円未満を切り捨てる。)の 95%に相当する金額(1 円未満を切り捨てる)といたしました。但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%相当額よりも低い場合は、払込金額は、1 株につき、当該 90%相当額といたします。ディスカウント率を 5.00%とした経緯については、割当予定先からのディスカウントの要請、既存株主への株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつ、双方で合意した結果によるものであります。

また、当社は上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010 年4 月1日制定)に準拠しているものと考え、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、当該払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではないと判断し、

本新株式の払込金額を決定いたしました。なお、当社監査等委員会から、本新株式の払込金額は、 当会社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者 割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額ではな く適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株式、及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2019 年9月期第2四半期決算短信、及び2019 年9月期連結業績予想の修正、並びに株式会社エフティグループの ASEAN 3 か国 5 社の子会社の株式譲渡契約締結のお知らせを公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権付社債の価値と条件決定日時点における本新株予約権付社債の価値を算定し、最終的な本新株予約権付社債の発行価額を決定する予定です。上記に従って、本新株予約権付社債の発行要項及び買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値算定を、独立した第三者算定機関である株式会社スチュワート・マクラレン(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区東麻布 1-15-6)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・ モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約 権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条 件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち 汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)及びインテンシテ ィ・モデルを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しております。また、当該算定機関は媒介変 数を以下のように置き、当社の株価(発行決議日前営業日における当社普通株式の取引所終値 165 円)、ボラティリティ(79.35%)、転換価額(発行決議日前営業日における当社普通株式の取引所終 値の 115% 189円)、配当利回り(1.82%)、満期までの期間(2年間)、無リスク利子率(-0.16%)、 繰上償還(同時に発行される新株予約権の取得事由を参考に、当社普通株式の取引所終値が 20 取 引日連続して転換価額の200%を超えた場合、当社は本新株予約権付社債権者に対し、15銀行営業 日前に通知することにより本社債を繰上償還すると仮定)及び、割当予定先の行動(当社普通株式 の取引価格が本新株予約権付社債の転換価額を上回っている場合、随時権利行使を行う。ただし、 取得した株式の売却にあたっては株式価格への影響を考慮し、過去の当社株式の売買出来高等を基 に、1 日当たりに売却可能な株式数を、直近2年間における当社普通株式の1日当たり平均売買出 来高の10%とする。)に関して一定の前提を置き、評価を実施しております。

これらの算定方法により、当該算定機関は、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円につき 99 円 51 銭と算定いたしました。当社は当該算定結果を受けて、当該算定結果が各社債の額面を下回っていることから、本日(発行決議日)時点における本新株予約権付社債の発行価額を各社債の額面金額 100 円につき額面金額と同額である金 100 円とすることを決定いたしました。

本新株予約権付社債の最終的な発行価額は、条件決定日に改めて算定を行い、決定する予定ですが、当社は、算定機関である株式会社スチュワート・マクラレンの算定した評価手続きについて特

に不合理がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の 発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査等委員会は、本新株予約 権付社債の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、当社と独立した当該第三 者評価機関の算定手法について特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額 には該当しない旨の意見を表明しております。

なお、本新株予約権付社債の当初の転換価額は、割当先との協議を経て条件決定日に先立つ3連続営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(1円未満を切り捨てる。)の115%に相当する金額(1円未満を切り捨てる。)と決定いたしました。

ただし、転換価額は、今後の当社の株価動向に応じて段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、令和2年2月1日から令和2年2月29日に1回及び令和2年11月1日から令和2年11月30日に1回修正されるものとし、各修正日(同日を含まない。)に先立つ5連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額の92%に相当する金額の1円未満を切り下げた金額に修正されるものとし、上記計算により修正後の転換価額が下限転換価額(108円)を下回ることとなる場合には、下限転換価額を転換価額として、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準になることはないため、特に不合理な水準ではないと考えております。

③ 本新株予約権

本新株式、及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2019 年9月期第2四半期決算短信、及び2019年9月期連結業績予想の修正、並びに株式会社エフティグループのASEAN3か国5社の子会社の株式譲渡契約締結のお知らせを公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、最終的な本新株予約権の発行価額を決定する予定です。上記に従って、当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約証書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を、独立した第三者算定機関である株式会社スチュワート・マクラレン(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区東麻布1-15-6)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しております。

また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価(発行決議日の前営業日の終値 165円)、ボラティリティ(79.35%)、配当利回り(1.82%)、無リスク利子率(-0.16%)、行使期間(2年)、発行会社の行動(基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項に

ついては、当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、15取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当初払込発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると仮定しております。その場合、割当先は、残存する本新株予約権の全部又は一部を行使するものとします。)及び、割当先の行動(当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、期中に取得した株式の売却に当たっては1日当たりに売却可能な株式数の目安を、直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%とする)に関して一定の前提を置いて評価を実施しております。

当社は、株式会社スチュワート・マクラレンが上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の本新株予約権1個当たりの評価額108円を参考として、マッコーリー・バンク・リミテッドとの協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込金額を同額の108円としました。

本新株予約権の最終的な発行価額は、条件決定日に改めて算定を行い、決定する予定ですが、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられる汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、払込金額は算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

行使価額は、今後の当社の株価動向に応じて段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、令和2年2月1日から令和2年2月29日に1回及び令和2年11月1日から令和2年11月30日に1回修正されるものとし、各修正日(同日を含まない。)に先立つ5連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額の92%に相当する金額の1円未満を切り下げた金額に修正されるものとし、上記計算により修正後の行使価額が下限行使価額(108円)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を行使価額として、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準になることはないため、特に不合理な水準ではないと考えております。

なお、当社監査等委員会は、当社と独立した第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について、 実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法においても特に不合理と思われる点が見当たら ないことから、本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明してお ります。また、この度割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評 価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、特に有利な価額には該当せず、適正な価格 であると判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の発行株式数 3,350,000 株 (議決権数 33,500 個)、本新株予約権付社債の新株予約権の行使による下限転換価額における潜在株式数は 9,259,259 株 (議決権数 92,592 個)、本新株予約

権の行使による株式数 2,250,000 株 (議決権数 22,500 個) を合わせた株式総数 14,859,259 株 (議決権数 148,592 個) は、令和元年 5 月 13 日現在における当社発行済株式数 67,459,500 株 (議決権数 674,407 個) に対する割合が 22.03% (議決権ベースでの割合は 22.03%) であります。

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記3 (2)の資金使途に充てることにより、当社の事業基盤のさらなる強化・拡大につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、本新株式及び本新株予約権付社債、並びに本新株予約権が全て行使された場合における交付株式数は最大 14,860,000 株に対し、当社株式の過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は1,149,800 株と比較しても一定の流動性を有していることから、本資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

① 本新株式

(1) 名称	株式会社エフティグループ		
(2) 所在地	東京都中央区日本橋蛎殻町2-13-6		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石田 誠		
(4) 事業内容	環境省エネサービス・情報通信サービス・インター	ーネット	
	サービス・電力小売サービス・環境サービス他		
(5) 資本金	1,344 百万円		
(6) 設立年月日	1985年8月1日		
(7)大株主及び持株比率	株式会社光通信	41. 98%	
(2018年9月末日現在)	株式会社ハローコミュニケーションズ	11.82%	
	畔柳 誠	11. 46%	
	日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)		
	エフティグループ従業員持株会	1. 55%	
	村田機械株式会社 1		
	根岸 欣司		
	平崎 敏之	1. 19%	
	清水 直也	1. 06%	
	CACEIS BANK LUXEMB OURG BRANCH UCITS CLIENTS	1.06%	
(8) 当事会社間の関係			
資本関係	当社の子会社でありますレカムビジネスソリューションズ		
	(大連)株式有限公司株式の3.98%を保有しております		

	人 的 関 係	該当事項はありません。			
	取引関係	LED照明や業務用エアコンの仕入先にあたり、業務提携			
		契約を締結しており	ます。		
	関連当事者への該当状況	 	た。		
(9)	最近3年間の経営成績及び財政	女状態			
決算期		2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	
連結	純 資 産	21,241 百万円	23,520 百万円	25,873 百万円	
連結	総 資 産	12,389 百万円	12,515 百万円	13,770 百万円	
1株当	たり連結純資産 (円)	349. 52 円 364. 31 円 401. 1		401.17 円	
連結	売 上 高	37,214 百万円	39,712 百万円	41,218 百万円	
連結	営業利益	4,873 百万円	4,204 百万円	4,806 百万円	
連結	経常利益	4,835 百万円	4,165 百万円	4,808 百万円	
親会社	株主に帰属する当期純利益	2,940 百万円	2,273 百万円	2,785 百万円	
1株当	たり連結当期純利益(円)	84. 10 円	67. 48 円	83.81 円	
1 株	当たり配当金(円)	70.00円	42.00 円	47.00 円	

② 本新株式、本新株予約権付社債、本新株予約権

(1)	名称	マッコーリー・バンク・リミテッド		
(1)		(Macquarie Bank Limited)		
(2)	所在地	Level 6,50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia		
(2)	少ま 老の 犯職 げん	会長 P.H.ワーン (P.H. Warne)		
(3)	代表者の役職・氏名	CEO M.J.リームスト(M.J. Reemst)		
(4)	事業内容	商業銀行		
(-)	/ケ → 人	7,785百万豪ドル(612,212百万円)		
(5)	資本金	(2019年3月31日現在)		
(6)	設立年月日	1983年4月26日		
(7)	発行済株式数	普通株式589, 276, 303株(2019年3月31日現在)		
(8)	決算期	3月31日		
(9)	従業員数	15,715人 (マッコーリー・グループ) (2019年3月31日現在)		
(10)	主要取引先	個人及び法人		
(11)	主要取引銀行	_		
(12)	大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	割当予定先は当社の普通株式を56,000株保有しております。		
		当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。ま		
	人的関係	た、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の		
		間には、特筆すべき人的関係はありません。		
1				

		当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。ま			
	取引関係	た、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の			
	間には、特筆すべき取引関係はありません。				
	関連当事者への	当該会社は、当社の関	関連当事者には該当し	ません。また、当該会社	
	該当状況	の関係者及び関係会補	生は、当社の関連当事	者には該当しません。	
(14)	最近3年間の経営成績及	び財政状態			
決算期		2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	
連結純資産		1,080,554百万円	1,069,991百万円	964,670百万円	
連結総資産		14,373,135百万円	14, 144, 982百万円	14,543,184百万円	
1株当たり連結純資産(円)		1, 833. 70	1, 815. 77	1, 637. 04	
連結純収益		499,675百万円	503,271百万円	626,718百万円	
連結営業利益		148,761百万円	175,814百万円	224,643百万円	
連結当期純利益		105,068百万円	129,268百万円	175, 199百万円	
1株当たり連結当期純利益		178. 30円	219.37円	297. 31円	
1株当たり配当金		173. 20円	211.61円	120.03円	

(注)上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2017年3月期は、2017年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=85.846円、2018年3月期は、2018年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=81.66円、2019年3月期は、2019年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=78.64円に換算して記載しております。なお、2018年4月1日より、豪州会計基準(AASB)第9号「金融商品(Financial Instruments)」及び第15号「顧客との契約から生じる収益(Revenue from contracts with customers)」を適用しておりますが、上記の過年度の数字は修正再表示しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 株式会社エフティグループ

株式会社エフティグループは、同社が現在保有するタイ王国、フィリピン共和国、インドネシア共和国の現地法人5社の株式全体の20%を今後も継続して保有し、当社の海外法人事業を推進していく上での重要なパートナー企業であること、さらには国内事業においても同社経由でエアコン等の商品を仕入れる等、業務提携関係にあることから、同社に本新株式を割当てすることといたしました。

③ マッコーリー・バンク・リミテッド

当社は、上記「2.募集の目的および理由(2)本資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、株式及び無担保転換社債型新株予約権付社債、並びに新株予約権を組み合わせた資金調達方法が、事業資金の確保と既存株主利益への配慮を両立させることができると考えました。本スキームの割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドにつきましては、既に当社が平成30年3月19日に取締役会決議を行った第三者割当による発行株式、及び第18回新株予約権の発行において引受及び払込み実績があります。当社が本資金調達先を検討する際、割当予定先に当社の考え方を伝え、その調達方法を相談したところ、株式及び無担保転換社債型新株予約権付社

債、及び新株予約権を組み合わせた事業資金投資の提案を受けました。株式希薄化の抑制に配慮し、短期的に必要な資金については株式と新株予約権付社債で資金調達が実現でき、段階的に必要となる資金については新株予約権による段階的・追加的な資金調達を行うことで、既存株主の利益に配慮しつつ、必要資金を調達する内容であったこと、割当予定先である同社は、株式、及び無担保新株予約権付社債、並びに新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株式及び本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

① 株式会社エフティグループ

当社は、株式会社エフティグループとは 2016 年 8 月 24 日に資本業務提携契約を締結し現在に至っており、本新株式は長期的に一定の割合を保有する方針であることを口頭にて確認しております。

② マッコーリー・バンク・リミテッド

当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり、割当予定先は長期間保有する意思を表明しておりません。また、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭により確認しております。また、当社は、割当先である株式会社エフティグループ及びマッコーリー・バンク・リミテッドより、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先である株式会社エフティグループにつきましては、同社が 2019 年 2 月 8 日付で 公表した 2019 年 3 月期 第 3 四半期決算短信の連結財務諸表上に記載の現金及び現預金の額 (7,574 百万円)等の状況から、本新株式に係る払込みに必要かつ十分な資金を有していると認められること から、当該払込みに支障はないと判断しております。

また、マッコーリー・バンク・リミテッドの 2019 年 3 月期のアニュアルレポート (豪州の 2001 年 会社法 (英語: Corporation Act 2001) に基づく資料により、2019 年 3 月 31 日現在の割当予定先単 体の現金及び現金同等物が 9,246 百万豪ドル (円換算額:727,105 百万円)、参照為替レート:78.64

円(三菱 UFJ 銀行 2019年3月29日時点仲値))であることを確認しており、本新株式及び本新株予 約権付社債、並びに本新株予約権の行使に係る払込みに必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

(5) 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドの 100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの 100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority) 及び健全性監督機構 (Prudential Regulation Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 大株主及び持株比率

募集前		募集後	
伊藤 秀博	7. 41%	伊藤 秀博	6. 29%
株式会社光通信	2. 22%	株式会社エフティグループ	2. 52%
バンクオブニューヨークジーシーエム	14-1-0-11 V/7-12		1 000/
クライアントアカウント	2. 21%	株式会社光通信	1.89%
亀山 与一 1	1. 19%	バンクオブニューヨークジーシーエム	
	1. 19%	クライアントアカウント	1.88%
有限会社ヤマザキ	0. 93%	亀山 与一	1.01%
クレディ・スイス・アーゲー ダブリン		有限会社ヤマザキ	0. 79%
ブランチ メインエクイティアカウント	0.77%	有限云色ドマリオ	0. 19%
高野 義夫 0.749	0.740/	クレディ・スイス・アーゲー ダブリン	
	0.74%	ブランチ メインエクイティアカウント	0.65%
奥西 明	0. 72%	高野 義夫	0.69%
日本証券金融株式会社	0.69%	奥西 明	0.61%

信江 弘一 0.63%	日本証券金融株式会社 0.59%
-------------	------------------

- (注) 1. 割当前の持株比率は、平成 31 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載された数値を基準に作成しております。
 - 2. 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、本新株式、本新株予約権の保有目的は純投資であり、マッコーリー・バンク・リミテッドは、取得した当社株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、マッコーリー・バンク・リミテッドによる当社株式の長期保有は約束されておりませんので、割当後の持ち株比率の記載はしておりません。
 - 3. 令和元年 5 月 13 日の発行済株式総数は 67, 459, 500 株、発行済株式に係る議決権の総数は 674, 436 個であります。
 - 4. 上記の割合は、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当は、当社の自己資本の拡充及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響は軽微であります。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

なお、株式会社エフティグループの ASEAN 3 か国 5 社の子会社の株式譲渡契約を締結することによる 当期の業績に与える影響につきましては、本日付の適時開示「2019 年 9 月期第 2 四半期決算短信」、及 び「2019 年 9 月期連結業績予想の修正」にて開示しております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株式又は新株予約権付社債或いは新株予約権がすべて権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
売上高	4,421,797 千円	5, 139, 179 千円	7, 296, 893 千円
営業利益	124, 220 千円	292, 263 千円	653, 127 千円
経常利益	97,753 千円	258,790 千円	627,840 千円
当期純利益	54, 201 千円	140,361 千円	304,801 千円
1株当たり	0.99円	2.40 ⊞	4 75
当期純利益	0.99円	2. 40 円	4. 75
1株当たり配当金	1.0円	1.0円	1.5円
1株当たり純資産	24.62 円	27. 26 円	44.02円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	67, 459, 500 株	100.00%
潜在株式数	4,000,000 株	5. 93%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期	平成30年9月期
始值	41 円	65 円	113 円
高値	94 円	154 円	553 円
安値	40 円	52 円	108 円
終値	65 円	111 円	258 円

③ 最近6か月間の状況

	11月	12 月	1月	2月	3月	4月
始值	217 円	253 円	161 円	191 円	169 円	163 円
高値	307 円	260 円	194 円	197 円	175 円	174 円
安値	216 円	154 円	160 円	168 円	156 円	160 円
終値	254 円	171 円	190 円	169 円	162 円	167 円

④ 発行決議日前営業日における株価

	令和元年5月10日
始値	162 円
高値	165 円
安値	159 円
終値	165 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 新株式

払込日	平成30年4月4日
発行価格	289 円
募集時における発行済株式数	64, 732, 000 株
当該募集による発行株式数	1,731,000 株
募集後における発行株式数	66, 463, 000 株

割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
払込総額	500, 259 千円
発行時における当初の資金使途	株式会社 R·S および株式会社 GS コミュニケーションズ
	株式会社の株式取得
発行時における支出予定時期	平成 30 年 4 月
現時点における充当状況	株式会社 R·S および株式会社 GS コミュニケーションズ
	株式会社の株式取得に全額充当しました。

② 第 18 回新株予約権

割当日	平成30年4月4日
新株予約権の総数	90,000 個(新株予約権1個につき 100 株)
発行価格	17,730,000円(新株予約権1個につき 197円)
当該募集による潜在株式数	9,000,000 株
行使価額	289 円
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
行使状況	2.0%
払込総額 (差引手取額)	50,000 千円(46,000 千円)
発行時における当初の資金使途	株式会社 R·S 運転資金、当社が出資する合弁会社株式
	の追加取得資金、環境関連事業に係る事業取得資金、
	M&A 資金、海外拠点開設資金及び事業拡大等に伴う運転
	資金
発行時における支出予定時期	平成 30 年 2 月
現時点における充当状況	株式会社 R·S 運転資金に全額充当しました。なお、平
	成31年4月24日現在で残存していた88,240個について
	は平成 31 年 4 月 25 日に買取消却いたしました。。

③ 新株式

払込日	平成 30 年 1 月 19 日
発行価格	113円
募集時における発行済株式数	60, 116, 900 株
当該募集による発行株式数	1, 100, 000 株
募集後における発行株式数	61, 216, 900 株
割当先	伊藤秀博、木下建
払込総額	124,300 千円
発行時における当初の資金使途	株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得費用
発行時における支出予定時期	平成 30 年 1 月
現時点における充当状況	株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得費用に全
	額充当しました。

④ 第17回新株予約権

割当日	平成 30 年 1 月 19 日
新株予約権の総数	30,000 個(新株予約権1個につき100株)
発行価格	4,680,000円(新株予約権1個につき156円)
当該募集による潜在株式数	3,000,000 株
行使価額	113 円
割当先	株式会社光通信
行使状況	100.0%
払込総額 (差引手取額)	339,000 千円 (336,000 千円)
発行時における当初の資金使途	株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得関連費用
	に係る借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成 30 年 2 月
現時点における充当状況	借入金の返済に全額充当しました。

⑤ 第三者割当による第15回新株予約権の発行

	,
割当日	平成 29 年 6 月 26 日
発行新株予約権数	20,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額	20,000円 (新株予約権1個につき1円)
発行時における調達予定	124, 520, 000 円
資金の額 (差引手取概算額)	
割当先	株式会社光通信
募集時における発行済株式数	58, 448, 400 株
当該募集による潜在株式数	2,000,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 500,000 株 (残新株予約権数 1,500,000
	株)
	行使価格 64 円
現時点における調達した資金の	32,000,000円(30,000,000円)
額(差引手取概算額)	
発行時における当初の資金使途	運転資金
現時点における充当状況	運転資金に全額充当しました。
仁はのなけ	
行使の条件	① 新株予約権者は、自平成29年9月期乃至平成31年9
	月期の各 2 事業年度にかかる当社が提出した有価証券報
	告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書におい
	て、当社連結子会社であるレカムエナジーパートナー株
	式会社(以下 REP 社という。)の営業利益の額が、次の

各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた 新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本 新株予約権を行使することができる。この場合において、 かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権 の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、かかる 端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使 することができるものとする。また、国際財務報告基準 の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更 があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別 途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成 29 年 9 月期の REP 社営業利益が 30 百万円以上 の場合、新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25% (条件達成済み)
- (b) 平成 30 年 9 月期の REP 社営業利益が 50 百万円以上 の場合、新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%
- (c) 平成 31 年 9 月期の REP 社営業利益が 70 百万円以上 の場合、新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数 が当該時点における授権株式数を超過することとなると きは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

以上

本募集株式の発行要項

- 1. 募集株式の種類
- 2. 払込金額

当社普通株式 3,350,000 株

募集株式に係る最終的な条件を決定する日として当社 取締役会が定める 2019 年 5 月 17 日から 2019 年 5 月 20 日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」と いう。)において、1 株につき、条件決定日の市場価格 の 95%に相当する金額(1 円未満を切り捨てる。)。但 し、当該金額が発行決議日の直前取引日の東京証券取 引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%相 当に相当する金額(148.5 円)よりも低い場合は、払込 金額は、1 株につき、当該 90%相当する金額と同額と する。

「市場価格」とは、条件決定日(同日を含まない。)に 先立つ 3 連続取引日の東京証券取引所における当社普 通株式の売買高加重平均価格(1円未満を切り捨てる。) をいう。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が 行われる日をいう。

- 3. 払込金額の総額
- 4. 増加する資本金及び 資本準備金の額

募集株式の数に1株当たりの払込価額を乗じた金額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項 に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り上げるものとする。また、増加す る資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増

加する資本金の額を減じた額とする。

5. 申込日

6. 払込期日

7. 募集又は割当方法

8. 割当先及び割当株式 数

9. 払込取扱場所

10. その他

2019年6月4日 2019年6月4日 第三者割当による

株式会社エフティグループ マッコーリー・バンク・リミテッド 2,000,000 株 1,350,000 株

株式会社りそな銀行 九段支店

- ① 上記各項については、金融商品取引法による届出 の効力発生を条件とする。
- ② その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

レカム株式会社

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 社債の名称

レカム株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。)

2. 社債の総額

金 1,000,000,000 円

3. 各社債の金額

金 25,000,000 円

4. 新株予約権付社債券

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は、 会社法第254条第2項及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡する ことはできない。

5. 本社債の払込金額

額面 100 円につき金 100 円

6. 社債の利率

本社債には利息を付さない。

7. 申込期日

2019年6月4日

8. 本社債の払込期日

2019年6月4日

9. 本新株予約権の割当日

2019年6月4日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権付社債をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

11. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

12. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件をみたすものであり、社債管理者は設置されない。

13. 社債の償還の方法

- (1) 本社債は、2021 年 6 月 4 日 (以下「**満期日**」という。) に、未償還の本社債の全部を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。
- (3) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め15銀行営業日前までに書面により通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を、当該償還の対象となる本社債の額面金額に、当該繰上償還日に応じて定められる以下に記載の割合を乗じた金額で、繰上償還することができる。

本社債の発行日の翌日から 2019 年 9 月 4 日までの期間: 100% 2019 年 9 月 5 日から 2020 年 12 月 4 日までの期間: 103.5% 2019 年 12 月 5 日から 2020 年 6 月 4 日までの期間: 107% 2020 年 6 月 5 日から 2020 年 12 月 4 日までの期間: 109% 2020 年 12 月 5 日から 2021 年 6 月 3 日までの期間: 100%

(4) 本新株予約権付社債権者は、(i)いずれかの取引日(第14項第(4)号ハに定義する。以下同じ。)に

おいて、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して 2019 年 5 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50% (82 円)(但し、第 14 項第(4)号ホ乃至ルにより転換価額が調整される場合には、当該転換価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)を下回った場合、(ii)いずれかの 20 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買代金が 6,000 万円を下回った場合には、その後いつでも(上記各事由が治癒したか否かを問わない。)、償還日の 15 銀行営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を各暦月の末日に上記第(3)号に基づく金額で、繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。

- (5) 当社は、2019年5月13日付の当社取締役会決議に基づき発行した第19回新株予約権のいずれかを理由の如何を問わず当社が取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。
- 本新株予約権付社債権者は、(i)当社の連結財務諸表及び第 2 四半期連結財務諸表上の、(a) 短 (6)期借入金、コマーシャルペーパー、1年以内に返済・償還予定の長期借入金・社債・リース債務、 長期借入金、社債及びリース債務の合計額から現金及び預金の金額を控除した金額の、(b) 年度末 及び第2四半期末に先立つ直前12か月間の営業利益に減価償却費(リース減価償却費を含む。)及 びのれん償却費を加えた合計額に対する割合が、3 を上回った場合、(ii)当社の連結財務諸表又は四 半期連結財務諸表上の売上高が平成 30 年 9 月期の監査済みの連結財務諸表上の売上高(又は、四 半期連結財務諸表の場合は、平成30年9月期の対応する四半期連結累計期間の売上高)に比べて 30%を超えて減少した場合、(iii)当社の連結財務諸表上の税金等調整前当期純利益(又は、四半期 連結財務諸表の場合は、税金等調整前四半期純利益)が 0 円未満となった場合、又は(iv)当社及び 当社の連結子会社が保有する現金及び預金の合計額が6億円未満となった場合には、その後いつで も (上記各事由が治癒したか否かを問わない。)、償還日の 15 銀行営業日前までに通知することに より、その保有する本社債の全部又は一部を各暦月の末日に額面 100 円につき金 100 円で、繰上 償還することを当社に対して請求する権利を有する。なお、国際財務報告基準の適用等により参照 すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて本社債 権者と合意の上で定めるものとする。
- (7) 満期日又は本新株予約権付社債が償還されることとなるその他の日が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (8) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は、額面 25,000,000 円あたり 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権 を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- イ. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- ロ. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する 当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「**交付**」という。) する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を当該行使時点において有 効な転換価額(本項第(4)号ロで定義する。)で除し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整 は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- イ. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債の全部とし、出 資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。
- ロ. 各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める 2019 年 5 月 17 日から 2019 年 5 月 20 日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)の直前取引日(本号ハで定義する。)の市場価格の 115%に相当する金額(1 円未満を切り捨てる。)と同額(但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%相当する金額(148.5 円)よりも低い場合は、転換価額は、1株につき、当該 90%相当する金額と同額とする。)(以下「当初転換価額」という。)とする。但し、転換価額は本号ハ及び二に定める修正及び本号ホ乃至ヲに定める調整を受ける。

「市場価格」とは、条件決定日(同日を含まない。)に先立つ 3 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(1円未満を切り捨てる。)をいう。

ハ. 本号ニを条件に、転換価額は、2020年2月1日から2020年2月29日の暦月中(以下「**第1期間**」という。)に1回及び2020年11月1日から2020年11月30日の暦月中(以下「**第2期間**」という。)に1回修正されるものとし、該当する第1期間又は第2期間において本新株予約権付社債権者(複数の場合は全ての本新株予約権付債権者が共同することを要する。)が1取引日前までに当社に通知した日(各日を以下「**修正日**」という。)に、転換参照価格の92%に相当する金額の1円未満を切り下げた金額に修正される。

「転換参照価格」とは、各修正日(同日を含まない。)に先立つ 5 連続取引日間のブルームバーグ の公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の 1 円未満を切り下げた金額(但し、本号ホ乃至ヲに基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、 当該事由を勘案して適切に調整される。)をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

- 二. 転換価額は 108 円(但し、本号ホ乃至ヲによる調整を受ける。)(以下「**下限転換価額**」という。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合、転換価額は下限転換価額とする。また、転換価額は当初転換価額(但し、本号ホ乃至ヲによる調整を受ける。)を上回らないものとする。上記の計算によると修正後の転換価額が当初転換価額を上回ることとなる場合、転換価額は当初転換価額とする。
- ホ. 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号へに掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

- へ. 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①本号ヌ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本号ヌ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号ヌ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号又②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号へ①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号へ①乃至③にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

ト. 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号チに定める特別配当を実施する場合には、次に定める 算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて 「転換価額調整式」という。) をもって転換価額を調整する

「1 株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日にお

ける各本社債の金額(金 25,000,000 円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- チ. ①「特別配当」とは、2021年6月3日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金25,000,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
 - ②特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 456 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降これを適用する。
- リ. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、 転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ヌ. 転換価額調整式に係る計算方法

- ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による調整後転換価額の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日(但し、本号へ⑤の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本号へ②の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ル. 本号への転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約 権付社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とす

るとき。

- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出 にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ヲ. 転換価額の調整を行うとき(下限転換価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前転換価額、調整後転換価額(調整後の下限転換価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記へ⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

2019 年 6 月 4 日から 2021 年 6 月 3 日までとする。なお、第 13 項第(2)号乃至第(5)号による繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は、定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使する場合、本項第(5)項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に本項第(12)項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及

び当該行使請求を行う本新株予約権付社債権者が合意する方法により通知するものとし、行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができないものとする。

(10) 本新株予約権の行使請求の効力発生日

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に発生する。

(11) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日(2019年7月16日以降は、可能な限り、2銀行営業日)後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

(12) 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

16. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

17. 期限の利益の喪失

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。この場合、当社は、第 18 項の損害金に加え、本社債につき額面 100 円につき金 100 円を、本社債権者に支払う。

(1) 当社が、第13項の規定に違反し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

- (2) 当社が、本項第(1)号以外の本要項の規定又は本社債権者が本社債の買取りに関して発行会社と締結した契約(以下「**社債買取契約**」という。)に基づく義務に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (4) 当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生 手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。) の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められたとき。「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものをいう。
- (7) 当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行ったと認められたとき。「反社会的行為」とは、(i) 暴力的な要求行為、(ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為、(iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、(iv) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、本社債権者又はその関連会社の業務を妨害する行為、又は(v)これらに準ずるものをいう。
- (8) 社債買取契約における当社の表明保証に表明保証時点において重要な点において誤りがあるとき若しくは表明保証時点以降重要な点において不正確になったとき、当社の表明保証事項の真実性若しくは正確性について重大な疑義が生じたとき、又は社債買取契約における誓約・合意に違反したとき。
- (9) 当社の状況(財務状況又はその他の状況)、見通し、事業の結果、事業の概況、資産について、個別に又は全体として、重大な悪影響を生じる事由が発生した場合、又は当社の株式の株価に重大な悪影響を生じる事由が発生した場合(これらには、訴訟、司法、行政、規制当局(証券取引所を含む。)による調査、又は当社の監査法人による意見不表明を含むがこれらに限られない。)。

18. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年6%(年365日の日割計

算) の割合にあたる損害金を支払う。

19. 償還金支払事務取扱場所(償還金支払場所)

レカム株式会社 経営管理本部

20. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

21. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告または書面により通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の発行価額の総額(償還済みの額を除く。)の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

22. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第20項に定める公告に関する費用
- (2) 第21項に定める社債権者集会に関する費用

23. 本新株予約権付社債の譲渡に関する事項

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

レカム株式会社第19回新株予約権(第三者割当)発行要項

1. 本新株予約権の名称

レカム株式会社第 19 回新株予約権(第三者割当)(以下「**本新株予約権**」という。)

2. 申込期間

2019年6月4日

3. 割当日

2019年6月4日

4. 払込期日

2019年6月4日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,250,000 株 (本新株予約権 1 個 当たりの目的である株式の数 (以下「**割当株式数**」という。)は 100 株)とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予 約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

22,500 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金108円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社 取締役会が定める2019年5月17日から2019年5月20日までの間のいずれかの日(以下「**条件決定** 日」という。)において、第19項に定める方法と同様の方法で算定された結果が108円を上回る場合に は、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「**行使価額**」という。)は、当初条件決定日の直前取引日(第 10 項第(1)号で定義する。)の市場価格の 115%に相当する金額(1 円未満を切り捨てる。)と同額(なお、「市場価格」とは、条件決定日(同日を含まない。)に先立つ 3 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格(1 円未満を切り捨てる。)をいう。)(但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%相当する金額(148.5 円)よりも低い場合は、行使価額は、1 株につき、当該 90%相当する金額と同額とする。)(以下「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、2020 年 2 月 1 日から 2020 年 2 月 29 日の暦月中(以下「**第 1 期間**」という。)に 1 回及び 2020 年 11 月 1 日から 2020 年 11 月 30 日の暦月中(以下「**第 2 期**

間」という。)に1回修正されるものとし、該当する第1期間又は第2期間において本新株予約権者(複数の場合は全ての本新株予約権者が共同することを要する。)が1取引日前までに当社に通知した日(各日を以下「**修正日**」という。)に、行使参照価格の92%に相当する金額の1円未満を切り下げた金額に修正される。

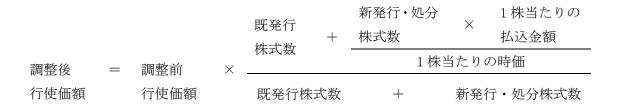
「**行使参照価格**」とは、各修正日(同日を含まない。)に先立つ 5 連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均の1円未満を切り下げた金額(但し、第 11 項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。)のうちもっとも低い金額をいう。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

(2) 行使価額は 108 円 (但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。)(以下「**下限行使価額**」という。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。また、行使価額は当初行使価額(但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。)を上回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が当初行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は当初行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

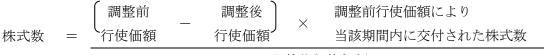
③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、 取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行 使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日か ら当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法 により、当社普通株式を追加的に交付する。



調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号(4)に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式 (以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行 **使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する

「1 株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における残存する本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1 株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

- (4) ①「特別配当」とは、2021年6月4日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における残存する本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
 - ②特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (5) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (6)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による調整後行使価額の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株

予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために行使価額の調整を必要とするとき。
- ④行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出 にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2019年6月5日から2021年6月4日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って14暦日前まで

に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該 行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格 算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び 株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及 び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、 本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出 資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は 自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について 同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定 める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上